

短期海外研修プログラム 誓約書 兼 承諾書

東北大学高度教養教育・学生支援機構長 殿

1. 目的・趣旨の理解

スタディアブロードプログラム/SAP(以下、「SAP」という。)、ファカルティレッドプログラム/FL(以下、「FLプログラム」という。)の目的・趣旨をよく理解し参加する。

2. 参加の意思表明

最終審査により参加が認められた場合、東北大学(以下「本学」という。)が正当と認める以外の理由による参加辞退をしない。誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや、大学からの財政的支援を受けられなくなつても異議の申し立てはしない。

3. 参加の際の手続き

参加に必要な諸手続き(派遣先機関等に提出する各種書類の作成及び提出、パスポート及びビザの取得、参加にかかる所定の費用の支払い、保険加入等)は、家族と十分に相談して合意の上、自らの責任において定められた期日までに定められた方法で行う。

4. 参加辞退等の際の費用

参加を辞退する場合、本学が指定する条件によるプログラム参加ができない場合、または不測の事態等の発生により、本学又は研修先機関等の判断でプログラムを中止・中断する場合は、理由を問わず、参加費等に係るキャンセル料を含む一切の費用を参加学生個人が負担し、本学には請求しない。発生した費用は、定められた期日までに定められた方法で支払う。

5. 参加義務

プログラムの概要を理解し、体調不良や授業等の本学が正当と認める理由がない限り、事前研修(オリエンテーション・ワークショップを含む)、現地研修における全ての授業及び活動、並びに帰国後研修の全てに参加することとする。事前研修・帰国後研修を含む全ての授業及び活動への欠席が本学により正当と認められない場合は、現地研修への参加資格の取り消しや、奨学金の支給停止及び受講料の全額請求を行う可能性がある。

6. 現地研修中の行動

- 1 現地研修中は、滞在国及び日本の法令、本学及び研修先機関等の規則を遵守するとともに、指導教員、担当者等の指示に従う。
- 2 現地研修中は、本学学生としての自覚を持ち、責任ある行動をとる。
- 3 現地研修中に上記 1、2 に反した等の理由で、本学の判断でプログラムの中止・変更又は途中帰国の措置を判断された場合はこれに従い、それに伴う必要経費については参加学生個人が負担する。
- 4 研修期間中、団体行動を逸脱する行為及び禁止事項に該当する行為が見られた場合には、奨学金の支給停止及び受講料の全額請求を行う可能性がある。また、今後募集が行われる短期海外研修または大学間学術交流協定に基づく派遣交換留学等への参加資格を失う場合がある。

7. 健康管理

- 1 プログラム参加に支障のある健康上の問題、懸念事項がないことを保証する。また、保証にあたり本学から現地研修前及び現地研修中に健康状態について必要な情報提供を求められる場合は、虚偽の報告をせず、定められた期日までに報告を行う。
- 2 プログラム参加期間中の健康管理については自己責任で行う。健康上の問題、懸念事項が生じた場合は、本学に一切の責任を問わない。
- 3 プログラム参加決定後に健康上の問題が判明した場合、本学の判断により現地研修に派遣しない可能性がある。

8. 薬物の使用の禁止

年齢及びプログラム期間を問わず、派遣国又は日本における全ての違法薬物の所持、持ち出し、持ち込み、及び使用を禁止とする。

9. 安全管理

- 1 現地研修中の移動は、公共交通機関等を利用することとし、自動車等の運転を禁止する。
- 2 参加にあたり、本学が指定する海外旅行傷害保険等に加入し、本学は保険に関する一切の支払責任を持たない。
- 3 渡航期間中は、加入する海外旅行傷害保険等の適用範囲を熟知し、保険適用外の傷害、賠償等が発生する可能性のある行動を慎む。
- 4 渡航期間中は、研修にいそしむことを第一とし、指定の滞在先以外での外泊や、研修国外に出ることは禁止する。また、飛行機での移動は禁止する。

10. 免責事項

- 1 渡航期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪、ストライキなどによる損害について、本学に一切責任を問わない。
- 2 渡航期間中の事故、疾病、犯罪等による損害について、本学及び研修先に重大な過失がある場合を除き、本学に対し一切の補償を求めない。
- 3 休日や研修時間外の自由行動時に生じたトラブルや損害について、本学に一切責任を問わない。

11. 海外渡航にかかる確認事項

- 1 海外渡航に係るリスクを理解し、新型コロナウイルス感染症等に罹患した場合に生じる全ての事柄の責任を学生本人および保護者等が負うことを理解した上で、海外渡航プログラムに申請する。
- 2 申請者本人が渡航する国・地域の感染症危険情報レベルやそのリスクを理解したうえで、渡航を強く希望している。
- 3 海外渡航プログラムへの参加が学修計画上必要であることを所属学部、指導教員、アドバイザー教員が認めている。
- 4 持病・既往症を持っている学生は必要に応じて医師の許可を得ていることを証明すること。
- 5 海外渡航プログラム参加に関して保護者等の承認が得られている。
- 6 新型コロナウイルス感染症等のワクチン接種に関しては、派遣先大学・機関(留学先)の諸条件を満たす。
- 7 渡航先の国・地域において、日本からの入国制限がなく必要なビザが発行される等渡航可能な状況であること、また、渡航先の入国に際しての条件や行動制限措置について対応が可能である。
- 8 平時と異なる出費や、計画変更・海外渡航プログラム中止に伴う全ての出費(航空券や宿泊先のキャンセル料等を含む)は、申請者本人が負担することに同意する。
- 9 所属学部・研究科が別途定める海外渡航に関する諸条件や指示がある場合、その内容に従う。
- 10 出発前に、現地研修の実施が難しくなり、オンライン研修に変更になる場合であっても、研修に参加する意思がある。

私は上記記載事項を読み、理解したうえで、選考の結果プログラム参加者として選ばれた場合には遵守することを誓います。誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや、本学から奨学金や受講料等の財政的支援を受けられなくなっても異議の申し立てはしません。

所属・学年: _____

署名: _____

署名日: _____

私(保護者等)は学生本人が上記事項の遵守を誓約したことを確認し、プログラムに参加することを承諾します。

保護者等氏名: _____

(学生との関係:)

署名日: _____